

住民税(市民税・県民税)の 主な改正点

住宅借入金等

特別控除の延長

個人住民税における住宅借入金等特別控除の適用期限が、平成31年6月30日まで延長されました。

ふるさと納税の拡充

◎特例控除額に係る

控除限度額の引上げ

ふるさと納税の特別控除額の上限について、平成28年度分から個人住民税の所得割額の1割から2割に引上げられました。

◎ふるさと納税ワンストップ

特例制度の創設

確定申告が不要な給与所得者などがふるさと納税を行う場合に、一定の要件に該当するかたについて、ふるさと納税先団体に特例の申請をする

ことにより、所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出することなく、所得税の軽減相当額を含め、個人住民税からまとめて軽減を受けるところができるようになりました。

※平成27年4月1日以後に行われる寄附から適用されます。

公的年金からの

特別徴収制度の見直し

年間の徴収税額の平準化を図るため、仮徴収税額を「前年度分の公的年金等に係る所得割額と均等割額の合算額(年税額)の2分の1に相当する額とする」とされました。

※平成28年10月1日以後に実施する特別徴収から適用されます。

■お問合せ

課税課 岩井仮設庁舎
内線1754

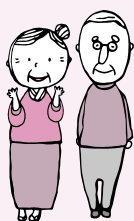
公的年金の 源泉徴収票

国民年金、厚生年金などの老齢・退職年金は、所得税法上の雑所得として課税の対象になっています。

そのため、老齢年金を受けているかたには、1年間の年金の支払総額などを記載した「源泉徴収票」が1月末日までに届くよう送付されますので、確定申告の際に提出してください。

紛失した場合は再発行できますので、年金事務所または年金相談センターにお問い合わせください。

なお、障害年金・遺族年金は、課税の対象となっていないため、源泉徴収票は送付されません。



■お問合せ

下館年金事務所
☎0296(25)0829

古河税務署からのお知らせ

◆確定申告書は 自宅で作成できます！

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、自宅で確定申告書などが作成できます。印刷して書面で送付またはe-taxで送信(事前準備が必要)のいずれかで提出してください。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

国税庁ホームページ
www.nta.go.jp

◆確定申告の相談及び 申告書の受付について

平成27年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、2月16日(火)から3月15日(火)までです。還付申告については、2月15日(月)以前でも行えます。

平成27年分の個人事業者のかたの消費税及び地方消

費税の確定申告は、3月31日(木)が申告・納付の期限となっています。

古河税務署の閉庁日(土・日・祝日)は、税務署では相談及び申告書の受付を行っておりません。

■復興特別所得税

確定申告書への復興特別所得税額の記載漏れにご注意ください。

平成25年分から平成49年分までは、所得税と併せて復興特別所得税の申告及び納付をすることとされています。

復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額に2.1%の税率を掛けて計算した金額です。

■お問合せ

古河税務署
個人課税第一部門
☎0280(32)4161